

魚津カニ活キャンペーン事業業務仕様書

1. 業務名

魚津カニ活キャンペーン事業業務

2. 業務の趣旨・目的

魚津市は「かに籠漁発祥の地」としての歴史を有し、紅ズワイガニの水揚げ量においても富山県内最多を誇る。しかし、現状では県内外におけるブランド認知度は十分とは言えず、消費地としてのイメージ確立が急務となっている。

本業務は、この圧倒的な資源優位性を背景に、「富山でカニを食べるなら魚津」というブランドイメージの確立を目指すものである。具体的には、女性を戦略的ターゲットとした縦型ショート動画による SNS 広告を展開し、デジタルネイティブ世代の旅の動機付けを創出する。

同時に、観光客が魚津でカニを楽しむこと、市内事業者がオール魚津となってカニでおもてなしを行う姿勢を「魚津カニ活」と定義し、地域一体となったムーブメントを醸成する。単年度のプロモーションに留まらず、数年後を見据えたブランディングの礎を築くことで、観光消費額の拡大と、市民が地域の魅力を再発見するシビックプライドの醸成を目的とする。

3. 「魚津カニ活」の定義

①観光客が魚津でカニを楽しむこと

具体的アクション例：

- ・ 飲食店での実食（茹で、刺身、創作料理など）
- ・ 宿泊施設でのカニプランの堪能
- ・ カニの購入・カニイベントへの参加
- ・ 「かに籠漁発祥の地」を知る
- ・ SNS での「#魚津カニ活」発信

②市内事業者がオール魚津となってカニでおもてなしを行う姿勢

具体的アクション例：

- ・ 共通のロゴやポスターを掲出し、「魚津カニ活」の統一感を出す
- ・ カニの食べ方のレクチャー
- ・ 飲食店・宿泊施設・観光施設間での情報共有（旬の情報やおすすめの提供）

- ・事業者自身が「魚津のカニ」のストーリーを語れるようになる

4. 対象市場

20代～50代の旅好き女性・グルメ感度層

属性：

- ・首都圏、中京圏、近隣県（石川、長野、新潟等）に居住する旅グルメ好きな女性。

ターゲット選定の理由：

- ・2025年のカニ関連イベント（魚津蟹騒動）において、従来の観光客層とは異なる「女性層」の集客実績があり、カニと高い親和性が確認されている。

※当市で分析した人流データによる

- ・令和7年度に実施した魚津市観光プロモーション業務において、女性の方がカニに関するSNS広告のクリック率やコンバージョン率が高い結果が出ている。
- ・自身のSNSを通じた二次拡散力が強く、ブランド認知度の爆発的な向上（マインドシェアの獲得）に寄与する。

5. 業務内容

(1) 「魚津カニ活」を象徴するロゴの制作

◎ロゴのデザイン案を提案すること。

- ・ロゴデザインはポスターやノベルティ、特設サイト、イベント等に活用できるような、利便性・汎用性の高いものとする。
- ・誘客だけでなく、市内事業者も愛着を持って親しみやすい、使用しやすいデザインとすること。

<納品物>

- ・ロゴデータ（jpeg形式、png形式、AIデータ等）

<納品期間>

- ・6月～8月頃を想定

<活用方法>

- ・ロゴデータは市内事業者を中心に幅広く活用してもらう予定。

(2) 観光ポスターの制作

◎カニを前面に押し出した、「魚津カニ活」のインパクトあるポスターデザイン案を提案すること。デザイン案についてはサイズ毎に違うデザインにするか、同一デザインにするかは問わない。

- ・魚津市の顔となる観光ポスターにふさわしいデザインとすること。

- ・ポスターに「魚津カニ活」の文言および特設サイト（<https://uozu-kanko.jp/special/kani-trip/>）の二次元バーコードを必ず入れること。
- ・ポスターサイズはB1サイズ／B2サイズの2展開とする。

B1サイズ（縦）：

- ・魚津市の観光ポスターとして市内観光施設や県外での観光・物産宣伝、展示会等の大型スペースで使用。遠目からも「魚津＝カニ」が伝わる視認性を重視。

B2サイズ（縦）：

- ・市内飲食店・宿泊施設用等の主に受入施設で使用。店舗の雰囲気損なわず、かつ来店客が「魚津カニ活」を意識するデザイン。

<印刷仕様>

紙質：アート紙 135kg

刷色：片面4色カラー

<納品物>

- ・各サイズポスター印刷物および印刷用データ。
※想定枚数 B1サイズ：300枚 / B2サイズ：300枚

<納品期間>

- ・6月～10月を想定

(3) オリジナル紙袋の制作

- ・県外での観光・物産宣伝やイベント等で活用でき、かつ「魚津カニ活」の宣伝効果が高い紙袋のデザイン・制作。

<仕様>

サイズ（縦長）：約260×350×100mm【幅(W)×高さ(H)×マチ(D)】

表面PP加工、フルカラー印刷、持ち手あり

<納品物>

- ・オリジナル紙袋および追加発注の際に使用できる印刷用データ
※総定枚数 1,000枚

<納品期間>

- ・6月～10月を想定

(4) 特設サイト「魚津でカニづくし！蟹フルコース贅沢旅」の改修・拡充

<サイトリンク>

<https://uozu-kanko.jp/special/kani-trip/>

新規コンテンツ追加：

- ・市内のカニ料理提供店（3店舗程度）の新規取材・撮影を行い、サイト内に紹介を追加すること。

ユーザー動線の改善：

- ・スマートフォンで閲覧した際、直感的に店舗予約やアクセス情報に辿り着けるよう UI/UX を改善すること。

<納品物>

- ・撮影写真データ。
- ・改修・拡充済みの特設サイト

<納品期間>

- ・9月～11月を想定

(5) プロモーション動画の制作と素材提供

縦型ショート動画の制作：

- ・女性の視聴習慣に合わせた縦型ショート動画（15～60秒程度）を複数本制作すること。

動画データ（素材）の提供：

- ・制作した動画の元データ（字幕や音源なし）を提供すること。
※今後の情報発信（自前でのリール制作等）に二次利用することを承諾し、編集の容易な形式で納品すること。

<納品物> ※mp4形式を想定

- ・制作した縦型ショート動画
- ・制作した動画の元データ（字幕や音源なし）

<納品期間>

- ・9月～12月を想定

<参考>

魚津市観光プロモーション動画「北陸富山・魚津へ。カニづくし贅沢旅」

<https://youtube.com/shorts/6JU5Lo4Soc?si=CSG1SHRIN5eSdb55>

(6) SNS 戦略および広告運用

「#魚津カニ活」の拡散：

- ・ハッシュタグを活用し、一般ユーザーの投稿を促す仕掛け作り。

ターゲット広告：

- ・20代～50代女性を主ターゲットとした SNS の運用型広告。
- ・(5) で制作した縦型ショート動画を活用した効果的な SNS 広告を行うこと。
- ・広告に使用する SNS や運用方法について提案すること。

<広告期間>

- ・9月～2月の期間中を想定

(7) 効果測定

本業務では、単なる広告の露出量（インプレッション数等）の報告に留まらず、WEB アンケート等を用いたブランド認知度の変化や、SNS におけるエンゲージメント（保存数・シェア数）、及び実来訪を推認させる指標を組み合わせた『多角的な効果測定手法』を提案すること。また、得られたデータを分析し、次年度以降のブランディング戦略への提言を含むこと。

6. 業務スケジュール

本業務では「魚津カニ活」の総合的なプロモーションを行うため、紅ズワイガニ漁が解禁される9月頃を目指し、段階的にプロモーションを実施できるようなスケジュールを提案すること。ただし、契約日によっては禁漁前の5月中の素材収集が間に合わない恐れがあるため、その場合は9月以降のなるべく早いタイミングからプロモーションを実施できるよう努めること。

※紅ズワイガニのシーズン9月～翌年5月（6月～8月は禁漁期間）

7. 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う（オンライン可）。その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

8. 成果品・納品場所

(1) 成果品

実績報告書及び成果品（本業務で制作したもの）、その他市が求める情報等

※本業務により制作し、市に提出された納品物の所有権は市に帰属するものとする。

(2) 納品場所

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市産業振興部商工観光課観光戦略係

9. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 納品された成果物及び委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27

条・第 28 条に規定する権利を含む。) はすべて市に譲渡し、発注者は自由に利用・修正・公開することができるものとする。

- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。
- (5) 受託者自ら制作・作成した著作物に対して、いかなる場合も著作権者人格を行使しないものとする。

10. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

11. 委託金額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

12. 委託金額の支払い

委託金額については、業務完了後、業務の成果について検査に合格したときに、請求することができる。

13. その他留意事項

- (1) 本事業の目的達成のために必要な業務遂行にかかる費用（企画・ディレクション費／デザイン制作費／撮影費／印刷費／取材・ライティング費／WEB デザイン・コーディング費／動画制作費／広告費／分析・提言作成費／実績報告書作成費等）を、本業務の委託料に含む経費とする。また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外

- に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
 - (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に務めること。
 - (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者へ報告し、対応を協議すること。
 - (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
 - (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。